

■基本協定書（案）に関する質問及び回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 回答 |
|----|---|-----|---|-----|---|---|--|
| 1 | 1 | 第3条 | 1 | | | 「かかる本店所在地の変更」とは、厚木市外への本店所在地の変更という理解でよろしいでしょうか。 | 御理解のとおりです。 |
| 2 | 3 | 第6条 | 3 | (7) | | 「その他、事由の如何を問わず、甲の指名停止措置を受けたとき」と記載がございますが、これに該当するのは本事業に関する事由に限定されるとの認識で宜しいでしょうか。 | 本事業以外も含まれます。ただし、第6条第3項第7号は原文のとおりとしますが、第6条第6項の違約金の支払い条件からは除外することとし、基本協定書（案）P3を修正いたします。 |
| 3 | 3 | 第6条 | 3 | (7) | | 「その他、事由の如何を問わず・・・」の指名停止の事由を本件に係る不正行為に限定して頂けないでしょうか。 | No.2を御参照下さい。 |
| 4 | 3 | 第6条 | 3 | (7) | | 「その他、事由の如何を問わず、甲の指名停止措置を受けたとき」と記載がございますが、工事案件において、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合も含まれますでしょうか。また、貴市発注案件だけでなく、全国の官公庁及び自治体発注案件も含まれますでしょうか。リスクが過大であり、プロジェクトファイナンスが成立しない可能性が御座いますので、範囲を限定して頂けないでしょうか。 | No.2を御参照下さい。 |
| 5 | 3 | 第6条 | 3 | (7) | | 「その他、事由の如何を問わず、甲の指名停止措置を受けたとき」と記載がございますが、納期遅延等も含めるとリスクが過大であると考えます。反社に係るものや独禁法違反等の悪質な事由による指名停止に限定して頂けないでしょうか。 | No.2を御参照下さい。 |
| 6 | 3 | 第6条 | 3 | | | 第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときに、甲が事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるのは、本事業に関するもので第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときに限られるとの認識でよろしいでしょうか。 | 本事業以外も含まれます。 |
| 7 | 3 | 第6条 | 6 | | | 違約金の発生事由が事業契約書の解除事由と重複した場合、事業契約書の違約金支払いが優先されますでしょうか。 | No.8を御参照下さい。 基本協定書の有効期限は事業契約の締結までとなるので、事業契約の締結後は事業契約の規定が適用されます。 |
| 8 | 4 | 第9条 | 1 | | | 「事業契約手続きのすべてが終了した日」とは、事業契約における事業期間が終了した日になりますでしょうか。それとも、事業契約の締結までという趣旨になりますでしょうか。その点、明らかにしていただくようお願いいたします。 | 事業契約に関し、本契約が成立した日を終期とすることとし、基本協定書（案）P4を修正いたします。 |
| 9 | 4 | 第9条 | 2 | | | ただし書は、2項の場合（事業契約締結に至らなかった場合）にのみ適用となりますが、少なくとも11条及び12条も、1項の有効期間満了後も有効に存続する必要があるものと思われ、適用関係についてご確認ください。 | 第9条第2項のただし書は、第6条第6項を除外し、第8条、第11条及び第12条に限定したうえで、基本協定の終了以後も適用するものとします。また、このただし書は、第1項の有効期間終了後も適用するため、第3項とすることとし、基本協定書（案）P4を修正いたします。 |
| 10 | 4 | 第9条 | 2 | | | 「ただし、本協定の終了後も、第6条第6項、第8条、第11条及び第12条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」とありますが、これは事業成立後から事業終了（令和20年3月末）までの間ずっと、前述4つの条文は適用されるという理解でよろしいですか？ | No.9を御参照下さい。 また、ただし書を第3項とした規定は、事業終了以後も法的に拘束し続けるものとなります。 |

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 質問内容 | 回答 |
|----|---|------|---|-----|---|--|---|
| 11 | 4 | 第9条 | 2 | | | <p>これが事業成立後から事業終了（令和20年3月末）までの間ずっと適用されるということであれば、事業者にとってリスクが過度に高いと思われます。構成員企業は全国区で業務を実施しているため、第6条3の（7）にあるような指名停止措置を受ける可能性は常に存在し、かつ違約金負担のリスクを受ける企業には協力企業も含めた地元の企業も含まれます。過度なリスクを避けるために参加する事業者が限定され正常な競争原理が働かず、結果として給食提供サービスの質の低下に結びつく可能性があります。よって、第6条第6項の違約金の請求の発生要件は、「本事業に関して甲の指名停止措置を受けたとき」として頂くことは可能ですか？本質問と上段質問は、本事業に参加できるかどうかを左右する重大な質問ですので、可能であれば12月13日より早くご回答を頂けたら幸いです。</p> | No.2、No.9及びNo.10を御参照下さい。 |
| 12 | 4 | 第9条 | 2 | | | <p>事業契約が締結に至らなかった場合には、第6条6項等の定めは有効とし、法的に拘束し続けるとありますが、「甲の指名停止措置を受けたとき」が違約金発生事由となっているため、終期を定めて頂けないでしょうか。</p> | No.9及びNo.10を御参照下さい。 |
| 13 | 4 | 第10条 | | | | <p>「事業契約成立後に第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったとき、甲は、本契約を解除することができるものとする。」と記載がございしますが、契約解除事由につきまして、「本事業の入札手続に関するものであるとき」に限定するようご再考願えませんかでしょうか。本事業以外に起因する指名停止措置を解除事由に含めると、長期に亘り過大なリスクを抱えることになり、入札を再考せざるを得ない状況となる可能性が御座います。</p> | <p>No.8を御参照下さい。 なお、No.8の第9条第1項の修正を踏まえ、第10条にかかる期間を事業契約が成立した日までとすることとし、基本協定書（案）P4を修正いたします。</p> |
| 14 | 4 | 第10条 | | | | <p>「第6条第6項に基づく違約金の請求は、本条に基づく解除を妨げない」と記載がございしますが、第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときは、本協定の解除有無に関わらず、違約金の支払い義務が必ず発生するのでしょうか。また、本協定の解除がされない場合、別の事象で再度第6条第3項各号所定のいずれかに該当することとなったときは、複数回違約金の支払い義務が発生するということでしょうか。</p> | <p>No.2及びNo.8を御参照下さい。 複数回違約金の支払い義務に関しては御理解のとおりですが、No.8の第9条第1項の修正を踏まえ、第10条にかかる期間を事業契約が成立した日までとすることとし、基本協定書（案）P4を修正いたします。</p> |

■基本協定書（案）に関する意見及び回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | 意見内容 | 回答 |
|----|---|-----|---|-----|---|---|--|
| 1 | 2 | 第5条 | 1 | | | 業務の区分が、入札説明書及び事業契約書における業務の区分と異なるように見受けられましたが、平仄を合わせる必要はございませんでしょうか。 | 入札説明書及び事業契約書（案）に示す業務区分のうち「施設整備業務」は、当該業務に含まれる設計業務、建設業務及び工事監理業務の各々の業務ごとに異なる企業が担う場合が考えられます。そのため、ここでは各々の業務ごとの企業名を記載できるよう、施設整備業務を3つに区分して示しています。 |